

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第4571800111)

当事業所は契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 高原町社会福祉協議会
事業の所在地	〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地 1
代表者氏名	会長 北迫 泉
電話番号	0984-42-2230
設立年月日	昭和44年3月27日
管理者氏名	事務局長 堀ノ内 由佳
第三者評価の実施状況	なし

2. 事業の目的

社会福祉法人高原町社会福祉協議会が経営する指定訪問介護事業の運営及び利用について、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

3. 基本方針

- 1 指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3 地域との結びつきを重視し、市町村等保険者(以下「保険者」という。)他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4. 開設年月日 平成12年4月1日

5. 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- 「居宅介護支援事業」 平成11年11月9日指定
宮崎県第4571800111号

6. 事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 高原町・都城市(高崎町)・小林市(旧須木村除く)

(2) 営業時間(営業日)

・平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分まで

国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。

ただし、サービスの提供については、年中無休とし、要介護認定により作成された個別訪問介護サービス計画に基づき、午前7時から午後9時まで対応可能とします。

(3) 上記(2)の営業時間のほか電話等により24時間連絡できる体制とします。

7. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(令和6年4月1日現在)

- | | |
|----------------|----|
| (1) 管理者(事務局長) | 1名 |
| (2) サービス提供責任者 | 1名 |
| (3) 訪問介護員 | 4名 |
| うち介護福祉士 | 1名 |
| ヘルパー1級・2級課程修了者 | 3名 |

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問員を派遣し、契約者に対して入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の生活援助その他日常生活上の援助を提供するものとします。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の援助を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

入浴の介助又は、入浴が困難な方は身体を拭く(清拭)、洗髪などします。

○排泄介助

排泄の介助、おむつの交換を行います。

○食事介助

○体位変換

○衣類の着脱介助

○移動・移乗介助、外出介助

○その他の必要な身体介護

② 生活援助

○調理

契約者の食事の用意を行います。(家族分の調理は行いません。)

○衣類の洗濯、補修

契約者の衣類等の洗濯を行います。(家族分の洗濯は行いません。)

○居室等の掃除、整理整頓

契約者の居室の掃除を行います。(契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○買い物

契約者の日常生活に必要な物品の買い物をします。(預・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

○その他必要な家事

③ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

(例)寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、身体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次のとおりです。

身体介護	サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増すごとに820円加算)
	1. 利用料金		1,630円	2,440円	3,870円	5,670円
2. サービス利用に係る自己負担	1割	163円	244円	387円	567円	
	2割	326円	488円	774円	1,134円	
生活援助	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	—	—
	1. 利用料金		1,790円	2,200円		
	2. サービス利用に係る自己負担	1割	179円	220円		
2割		358円	440円			
身体生活	サービスに要する時間		20分以上	45分以上	70分以上	—
	1. 利用料金		650円	1300円	1950円	
	2. サービス利用に係る自己負担	1割	65円	130円	195円	
2割		130円	260円	390円		

※利用負担金については、65歳以上の方(第1号被保険者)であって、現役並みの所得のある方には費用の3割をご負担頂くことになります。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施する為に国で定められた標準的な所要時間です。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間(午後6時から午後9時まで) 25%

・早朝(午前7時から午前8時まで) 25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆その他の加算

下記の加算を、算定要件に添って加算させていただきます。

○初回加算 ~ 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が、初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は訪問介護員等に同行訪問した場合。 → 200単位

○緊急訪問介護加算~利用者やその家族等からの要請を受け、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認め訪問した場合。 → 100単位/1回

○介護職員処遇改善加算Ⅲ(新加算) → 所定単位数の18.2%増

○中山間地域等における小規模事業所の加算~中山間地域に所在する、延訪問回数が1か月あたり200回以下の小規模事業所を対象に加算。 → 所定単位数の10%増

(2)交通費

通常の事業実施地域の利用者の居宅までの交通費はいただきません。ただし通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護については、通常の事業地域を越えた地点から1キロメートル当たり37円をいただきます。

(3)利用料金のお支払い方法

お支払い方法は、現金集金・口座自動引き落とし(農協のみ)の2通りからご契約の際に選べます。

(4)光熱水費

契約者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は契約者のご負担になります。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2)訪問介護員の交替

① 契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し

て訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、契約者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、当該事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施当たって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 契約者の居宅での飲酒及び喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑦ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務局長 堀ノ内 由佳
-------------	-------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社
保険名	福祉サービス総合補償

12. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ◎ 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会
担 当 堀ノ内由佳 電話 0984-42-2230
※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
- ◎ 高原町役場 福祉課
福祉係 電話 0984-21-2422
※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
- ◎ 小林市役所 健康福祉部
長寿介護課 電話 0984-23-1140
※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
- ◎ 都城市役所 高崎総合支所 市民生活課
介護保険担当 電話 0986-62-1111
※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
- ◎ 宮崎県国民健康保険団体連合会
介護サービス相談係 電話 0985-35-5301
※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時00分まで

指定訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所
所在地 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地 1

名 称 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会 (印)

説明者
所 属 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会

氏 名 (印)

私は、本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

「利用者」

住 所

氏 名

Ⓔ

「代理人」()

住 所

氏 名

Ⓔ

「家族」(続柄)

住 所

氏 名

Ⓔ

訪問介護計画作成における秘密保全同意書

上記について、サービス担当者会議等において利用者及び家族に関する個人情報を開示させていただく場合がございますが、このこと以外については一切、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らさないことをここに約束いたします。

令和 年 月 日

〔事業者〕

所在地 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1

名称 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会 ④

会長 北迫 泉

上記のことにつきましては、同意いたします。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住所

氏名 ④

(代理人)()

住所

氏名 ④

(家族)(続柄)

住所

氏名 ④

重要事項説明書

(指定訪問介護)

社会福祉法人

高原町社会福祉協議会

〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地1

電話 (0984)42 -2984

(0984)42 - 2230

FAX (0984)42 - 4974